

税理士のための マネー・ローンダリング等

対策

なぜ、マネー・ローンダリング等対策が必要なのか？

マネー・ローンダリング等対策の必要性

▶ 経済・金融サービスのグローバル化や暗号資産等の新たな技術の登場は、資金の流れを多様化させ、国境を越える取引も容易となっています。このような状況下で、不正な資金の流れが放置されると、組織的な犯罪やテロ活動を助長する危険性があり、健全な経済活動にも悪影響を及ぼしかねません。

▶ マネー・ローンダリング^(※1)やテロ資金供与^(※2)対策は、一国のみで規制を強化しても、相対的に規制の緩い国で行われる傾向にあることから、国際的な協調が不可欠です。FATF(金融活動作業部会)は、不正な資金移転のリスク抑制、実態解明や検挙に資するよう国際基準を策定し、金融機関や非金融業者・職業専門家に適正な顧客管理措置を講ずるよう求めており、日本の税理士等もその例外ではありません。

(※1) マネー・ローンダリング(Money Laundering)とは、一般に、犯罪によって得た利益を他人名義の口座へ振込入金することや、偽名を使用して盗品等を売却すること等で、その出所や真の所有者が分からないようにして、捜査機関による収益の発見や検挙を免れようとする行為をいいます。

(※2) テロ資金供与とは、テロ行為の実行資金、テロ組織の活動資金等のために、資金や場所等を収集・提供等する行為をいいます。

犯罪収益移転防止法の制定

▶ わが国では、マネー・ローンダリング等対策として、平成19年に「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(犯罪収益移転防止法)が制定され、令和6年に改正法が施行されました。

▶ 法律や会計の専門家は、財産の管理や処分を行う上で必要な専門的知識を有しており、社会的信用もあります。こうした専門家がマネー・ローンダリング等の取引に介在すると、あたかも正当な取引であるかのような外観が形成され、不測の事態を招きかねないことから、犯罪収益移転防止法は、税理士や税理士法人にも一定の義務を課しています。

ポイント

過去の事例では、顧客が犯罪により得た収入であることを隠して、会計専門家に決算書を作成してもらうことにより、取引の正当化を図ったケースが報告されています。

裏面のフローチャートを活用し犯罪収益移転防止法の義務を履行するほか、同法の適用がない場合であっても、こうした不正を企図する者との接触を避けるため、顧客から何らかの業務を受託する場合には、本人確認等を適切に実施し、不審な点があれば受託しないと対応が必要となります。また、事務所全体で対応できるよう、使用人への教育も重要となります。

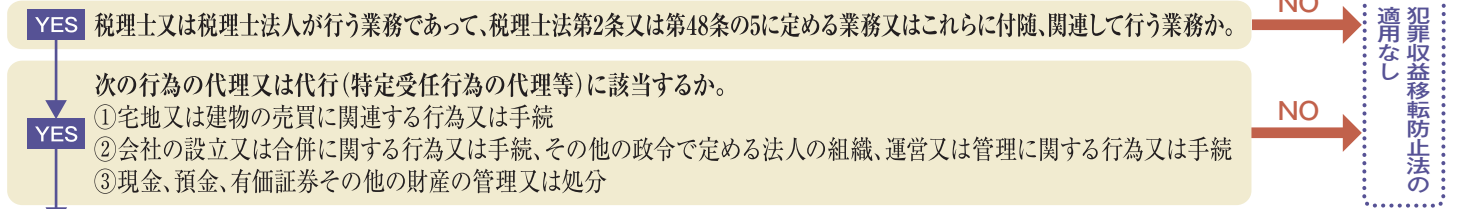
犯罪収益移転防止法における税理士の責務

▶ 犯罪収益移転防止法により、税理士等は特定取引を行うに際しては、以下の事項を確認し、その確認記録取引記録を作成保存しなければなりません。

- ①本人特定事項(氏名・名称、住居・本店または主たる事務所の所在地、(個人の場合)生年月日)、②取引を行う目的③職業・事業の内容 ④(法人の場合)実質的支配者の本人特定事項

また特定受任行為の代理等について、以下のいずれかと認められる場合には、速やかに、疑わしい取引の届出書を国税庁に提出しなければなりません。

- 特定受任行為の代理等において收受した財産が、犯罪による収益である疑いがある。
- 顧客等が、特定業務に係る取引に関しマネロン行為(組織的犯罪処罰法第10条の罪若しくは麻薬特例法第6条の罪に当たる行為)を行っている疑いがある。



犯罪収益移転防止法の適用あり

以下の特定取引・ハイリスク取引を行った。

- ① 宅地又は建物の売買に関する行為又は手続に係る取引
- ② 会社等の設立又は合併等に関する行為又は手続に係る取引
- ③ 200万円を超える現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分に係る取引
- ④ マネー・ロンダリング等の疑いがあると認められる取引
- ⑤ 同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引、ハイリスク取引※1

特定受任行為の代理等について、以下のいずれかと認められる「疑わしい取引」

- ① 特定受任行為の代理等において收受した財産が、犯罪による収益である疑いがある。
- ② 顧客等が特定業務に係る取引に関しマネロン行為を行っている疑いがある。

税理士の義務※2

特定取引時の確認義務

- ①本人特定事項 ②取引を行う目的
- ③職業、(法人の場合)事業の内容
- ④(法人の場合)実質的支配者の本人特定事項

ハイリスク取引を行うに際して、200万円を越える財産移転があるときの義務

資産と収入の状況の確認

特定受任行為等の代理等を行ったときの義務

取引記録の作成・保存(7年間保存)

行政庁への届出義務

疑わしい取引の届出書(犯収法規則別記様式第1号～第3号)を国税庁へ提出

守秘義務を踏まえた届出義務の実施

税理士法第38条(守秘義務)に照らし、漏らしてはならないこととされる事項が含まれる場合は免除される。

※2 税理士の義務とは
本人確認記録や取引記録等の様式(税理士用チェックリスト)は、日税連HP(会員専用・業務対策部)に掲載しています。

※1 ハイリスク取引とは
イ) 過去の契約の際に確認した顧客等又は代表者等になりすまして疑いがある取引
ロ) 過去の契約の際に確認した際に確認事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引
ハ) 特定国等(イラン・北朝鮮)に住居する・所在する者との取引
ニ) 外国の重要な公的地位にある者等との取引

本人確認の具体的方法は?

顧客等の本人特定事項は、下表の通り運転免許証等の公的証明書により確認します。なお、通常の取引とハイリスク取引では、確認方法が異なります。

有効期限がある書類は提示等を受ける日において有効である必要があり、有効期限がない書類は提示等を受ける日の前6ヶ月以内に作成されたものに限りします。

	個人	法人
本人特定事項	氏名・住所・生年月日	名称・所在地
本人確認書類・通常の取引	運転免許証・運転経歴証明書・在留カード・マイナンバーカード・旅券(パスポート)、特別永住者証明書など	登記事項証明書・印鑑登録証明書・その他官公庁発行書類で名称及び所在地の記載あるもの
ハイリスク取引	通常の取引に際して確認した書類+それ以外の本人確認書類	
確認方法・ハイリスク取引	本人確認書類の写しの提示は不可	
	次のいずれかの方法(①～③)により確認 ① 運転免許証、旅券(パスポート)等顔写真のある官公庁発行書類の提示受 ② 健康保険証・国民年金手帳等の提示受 ③ 転送不要郵便等の送付又は提示を受けた書類以外の提示受等	次のいずれかの方法(①、②)により確認 ① 本人特定事項の申告受 登記情報提供サービス又は法人番号公表サイト確認 法人本店等宛て転送不要郵便等の送付 ② 登記事項証明書や印鑑登録証明書等本人確認書類又は写しの送付受 実際の取引担当者の本人確認書類又は写しの送付受 法人と取引担当者の両方へ転送不要郵便等の送付
非対面取引(インターネット・郵送等)	次のいずれかの方法(①、②)により確認 ① 本人の容貌の画像の受信 写真付き本人確認書類の画像の受信(厚み等の特徴が確認できるもの)又は写真付き本人確認書類のIC情報の受信 ② 本人確認書類又はその写しの送付受 転送不要郵便等の送付	

犯罪収益移転防止法の概要

犯罪収益移転防止法では、犯罪による収益の移転の防止を図るため、特定事業者(税理士等)、所管行政庁、国家公安委員会・警察庁、国家公安委員会・警察庁、捜査機関に対して、各種義務を課しています。各機関の関係性は以下の図表の通りです。

